

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月20日

【ファンド名】 ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト
ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 0908
(Nomura BlueCrest CTA Fund 0908,
a Series Trust of Nomura CTA Series Trust)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ
ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中島 浩斗

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1136

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 0908 (Nomura BlueCrest CTA Fund 0908, a Series Trust of Nomura CTA Series Trust) (以下「ファンド」といいます。)の主要な関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(イ) 関係法人でなくなった会社

名称

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

資本金の額

2015年4月1日現在、4億円

関係業務の概要

2009年5月14日付でグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）とノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（以下「NFR&TA」といいます。）との間で締結され、2012年12月13日付の受託会社とNFR&TAと野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFRT」といいます。）との間の更改契約（2012年12月20日発効）によって更改された投資顧問契約（2009年6月11日付で修正済。）（以下、併せて「投資顧問契約」といいます。）に従い、投資顧問会社（以下、(イ)においてNFRTを指します。）は、信託証書の条項、ファンドの投資目的および投資方針に基づき、かつ、投資顧問契約における投資制限に基づき、以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるＡクラス受益証券およびＣクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 受託会社（もしくはその代理としての事務代行会社）、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（以下「本債券発行会社」といいます。）（受託会社の要請によります。）、原ファンド投資管理会社（本債券発行会社の要請によります。）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、原ファンドの運営上の能力について定期的にモニタリングを行い、かつファンドの投資目的に照らした原ファンド分離ポートフォリオの投資ポートフォリオの妥当性を定期的にモニタリングすること。
- (c) 投資顧問会社が、その単独の判断のみに基づき、原ファンド分離ポートフォリオの運営上の能力に重大な欠陥があると判断した場合、または原ファンド分離ポートフォリオの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的に速やかに受託会社に通知すること。
- (d) 為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではありません。）し、Ａクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から、およびＣクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行すること。
- (e) ファンドの現金残高を管理すること。

(ロ) 新しく関係法人となった会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2015年6月末日現在、171億8,035万円

関係業務の概要

2015年10月1日付でNFRTがリテール運用関連事業を分割し、野村アセットマネジメント株式会社（以下「NAM」といいます。）が当該事業を承継したことに伴い、投資顧問契約に従い、投資顧問会社（以下、(ロ)においてNAMを指します。）は、信託証書の条項、ファンドの投資目的および投資方針に基づき、かつ、投資顧問契約における投資制限に基づき、以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるＡクラス受益証券およびＣクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 受託会社（もしくはその代理としての事務代行会社）、本債券発行会社（受託会社の要請によります。）、原ファンド投資管理会社（本債券発行会社の要請によります。）が投資顧問会社に提供した情報

または公に入手可能な情報のみに基づき、原ファンドの運営上の能力について定期的にモニタリングを行い、かつファンドの投資目的に照らした原ファンド分離ポートフォリオの投資ポートフォリオの妥当性を定期的にモニタリングすること。

- (c) 投資顧問会社が、その単独の判断のみに基づき、原ファンド分離ポートフォリオの運営上の能力に重大な欠陥があると判断した場合、または原ファンド分離ポートフォリオの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的に速やかに受託会社に通知すること。
- (d) 為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から、およびCクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行すること。
- (e) ファンドの現金残高を管理すること。

（２）当該異動の理由及びその年月日

（イ）異動の理由

NFRTは、下記異動年月日付でリテール運用関連事業を分割し、NAMが当該事業を承継しました。これに伴い、下記異動年月日以降は、ファンドの投資顧問会社がNFRTからNAMに変更されました。

（ロ）異動年月日

平成27年10月１日